の六〇、二〇三〇の六二、二〇三一の四、二〇三一の一一、字マガ谷二一四二の一、二一四二の二、二一四三の一、二一四三の二、字浅井の内スガマ二二五〇の二（次の図に示す部分に限る。）、二二五〇の三から二二五〇の五まで、二二五〇の一五、二二五〇の一六、二二五〇の一七から二二五〇の一九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字浅井荒神谷二二八一の一から二二八一の三まで、関金町野添字泉谷四五三の一、四五三の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷字仏谷一七二四の一（次の図に示す部分に限る。）、一七二四の四、一七二四の五、一七二四の八、一七二四の九、一七二四の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　所　鳥取県岩美郡岩美町大字相谷字頓谷一七〇、一七一、字平井垣一七三の一、一七三の二、一七四、字宮ノ谷一七六、一七七、字蓮花橋一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、一八六、字長蛇一八七（次の図に示す部分に限る。）、一八七の一、一八八、大字牧谷字鼠谷八八九、八八九の一、八九〇、一六六九、一六七三から一六八〇まで、字後谷一五九七の一、一五九八の一、一六〇〇、一六〇一、字駒谷一六二一、一六二六、字鳥井元一六三二、一六三六、一六三九から一六四一まで、字日野谷大口一六四二、一六四六、一六五〇から一六五二まで、字鼠谷口一六五九、一六六〇、字釵谷一七〇三、一七〇四、一七〇六、一七一六から一七一八まで、字仏谷一七二〇、一七二一、字日野谷奥一七三四、字畑ノ谷一七四四の二、字畑ノ谷口一七四九、一七五〇の一、一七五〇の二、一七五三、一七五四、字笹原口一七五九、一七六〇、一七七四、一七七六から一七七八まで、字笹原一七六七、一七六九から一七七三まで、字日野宮一七九〇、一七九一、字熊井浜一八二九の一〇、字出向谷一八三一、字小松黒嶋谷一八三二、字大小松一八三三、字潰口峠一八三四、字馬力谷一八三五、字碁石河原一八三六、字津崎一八三七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　所　鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷字仏谷一七二四の一（次の図に示す部分に限る。）、一七二四の四、一七二四の五、一七二四の八、一七二四の九、一七二四の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町小畑字本谷奥一五六九、一五七〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町関金宿字城山平一三六九の一、字湯ノ奥一三七三から一三七五まで、字小和坂山一八九九、一九〇一、一九〇六、字イノコ谷二〇九〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　所　鳥取県倉吉市関金町関金宿字城山平一三六九の一、字湯ノ奥一三七三から一三七五まで、字小和坂山一八九九、一九〇一、一九〇六、字イノコ谷二〇九〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)